

公益社団法人北海道交通安全推進委員会役員報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号及び公益社団法人北海道交通安全推進委員会（以下「本委員会」という。）定款第30条第1項の規定に基づき、役員報酬の支給に関する基本的事項を定めることにより、その適正な運用を図ることを目的とする。

(報酬を支給できる役員)

第2条 役員報酬は、常勤の理事又は監事に支給することとし、非常勤の理事又は監事については支給しない。

(報酬の種類及び通勤手当)

第3条 報酬は、本給のみとする。

2 前項に定める報酬のほか、通勤手当を支給することができる。

(報酬の支払方法)

第4条 報酬は、その金額を通貨で、直接支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、その月の月額的全額を毎月21日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、職員給与及び退職手当支給規程(以下「職員給与規程」という。)第8条ただし書きの規定に準じて支給する。

(報酬の決定基準)

第6条 報酬は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、年俸600万円を上限に北海道職員の再就職に関する取扱要綱に定める給与基準額により、理事会で決定するものとする。

2 使用人兼務である常勤の理事の報酬は、その兼務の状況によって前項の総額の範囲内において、報酬と使用人給与に区分して支給することができるほか、特に区分の必要がないと認められるときは、使用人給与として支給することができる。

(通勤手当)

第7条 通勤手当の月額は、職員給与規程第12条の規定する額とする。

(日割計算)

第8条 新たに支給対象となった者は、その日から報酬を支給する。

2 支給対象者が退職又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 支給対象者が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(委任)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この規則は、本委員会の設立登記のあった日（平成23年3月1日）から施行する。